

令和4年度

第2回東松山市立野田・中岡集会所運営委員会



令和5年2月2日

東松山市教育委員会

# 令和4年度 第2回東松山市立野田・中岡集会所運営委員会次第

令和5年2月2日（木）

大岡市民活動センター

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議長の選出

（議長より議事録署名人指名）

## 4 議 事

### （1）令和4年度事業中間報告について

ア 各教室の実施状況

① 事務局から

② 各学校から

イ 令和4年度行事日程等

ウ 集会所利用状況

### （2）令和5年度行事日程等

### （3）その他

・今後の集会所の運営について

## 5 その他

### （1）野田・中岡集会所合同文化祭について

# (1) 令和4年度事業中間報告について

ア 各教室の実施状況

期 間： 令和4年4月～令和4年11月

## 野田集会所

### ① 成人教室

No.	教室名	開講日数	期 間	開 講 日 開講時間	講 師 名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	カラオケ教室	12日	5月9日～11月21日 (11月末で12回終了)	第1・3週 月曜日 13:30～15:30	白川あき子 先生	8人 延68人	5.7人
2	民踊教室	14日	4月13日～11月16日 (11月末で14回終了)	第1・2週 水曜日 13:30～15:30	佐藤千代子先生	10人 延127人	9.1人

\*成人教室の学級生人数は最大時の人数

### ② 小学生フレンドスクール

No.	学校名	開校日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	松山第二小	14日	5月18日～11月16日	毎週 水曜日 16:30～17:50	本澤沙織先生 他 延39人	11人 延125人	8.9人
		内 容 : 宿題、ドリル、集団活動、手話、灯籠の絵作り、調理、梨狩り、人権学習、クラフト作り、車いす体験					
2	市の川小	12日	6月10日～11月25日	毎週 金曜日 16:00～17:30 10月以降は 16:00～17:00	高優子先生 他 延27人	11人 延124人	10.3人
		内 容 : 宿題、ドリル、レク、工作、人権学習 工作 ほか					

### ③ 中学生フレンドスクール

No.	学校名	開講日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	北 中	10日	4月21日～11月24日 (11月末で12回終了)	毎週 木曜日 16:30～18:30	杉内智哉先生 他 延19人	8人 延46人	3.8人
		内 容 : テスト勉強、キャンプ準備、調理実習、人権学習 ほか					

## 中岡集会所

### ① 成人教室

No.	教室名	開講日数	期 間	開 講 日 開講時間	講 師 名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	新舞踊教室	21日	4月12日～11月22日 (11月末で21回終了)	毎週 火曜日 13:30～15:30	森田光子先生	4人 延80人	3.6人
2	生花教室	10日	4月22日～11月11日 (11月末で10回終了)	第2・4週 金曜日 13:30～15:30	今井裕子先生	9人 延73人	7.3人

No.	教室名	開講日数	期 間	開 講 日 開講時間	講 師 名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
3	体操教室	7日	5月25日～11月24日 (11月末で7回終了)	第4週 水曜日 13:30～15:30	遠藤良江先生	6人 延26人	3.3人

### ②小学生フレンドスクール

No.	学 校 名	開校日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	大 岡 小	14日	5月25日～11月30日 (11月末で14回終了)	毎週 水曜日 16:00～17:30 10月以降は 16:00～17:00	長谷隆志先生 他 延31人	6人 延76人	5.4人
内 容 : 宿題、国語、算数、自主学習、人権学習、調理、卓球、工作ほか							

イ 令和4年度行事日程等

事業名	期日	会場等
第1回東松山市立野田・中岡集会所運営委員会	6月2日(木)	大岡市民活動センター
令和4年度野田・中岡集会所合同発表会	7月2日(土)	平野市民活動センター 舞台発表 カラオケ、民踊、新舞踊
西部地区人権教育実践報告会	7月29日(金)	坂戸市文化会館
比企郡市集会所サマーキャンプ	8月2日(火)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第20回比企郡市人権教育研究集会	8月5日(金)	ときがわ町 アスピアたまがわ
第20回比企郡市人権フェスティバル	11月19日(土)	ときがわ町 アスピアたまがわ
第42回埼玉人権フォーラム	令和5年1月19日(木)～20日(金)	さいたま市
第2回東松山市立野田・中岡集会所運営委員会	令和5年2月2日(木)	大岡市民活動センター
野田・中岡集会所合同文化祭	令和5年2月11日(土)	平野市民活動センター 舞台発表 カラオケ、民踊、新舞踊 フレッドスクール展示発表
2023みなくるフェスタ	令和5年3月18日(土)	東松山市民文化センター

ウ 集会所利用状況

【 野田集会所利用状況 】 (令和4年4月～令和4年11月)

月	利用団体数	フレンドスクール (人)	成人教室 (人)	地域利用 者数(人)	利用者数 合計(人)
令和4年 4月	3	10	20	0	30
5月	7	30	31	0	61
6月	13	108	30	0	138
7月	9	25	21	0	46
8月	5	24	5	0	29
9月	10	64	30	0	94
10月	11	83	29	0	112
11月	8	36	28	0	64
12月					
令和5年 1月					
2月					
3月					
計	66	380	194	0	574
月平均	8.3	47.5	24.3	0.0	71.8

【 中岡集会所利用状況 】 (令和4年4月～令和4年11月)

月	利用団体数	フレンドスクール (人)	成人教室 (人)	地域利用 者数(人)	利用者数 合計(人)
令和4年 4月	3	0	16	0	16
5月	7	9	29	0	38
6月	11	31	36	0	67
7月	4	0	12	20	32
8月	1	4	0	0	4
9月	10	26	34	0	60
10月	8	23	19	21	63
11月	10	14	30	0	44
12月					
令和5年 1月					
2月					
3月					
計	54	107	176	41	324
月平均	6.8	13.4	22.0	5.1	40.5

## (2) 令和5年度行事日程等

事業名	期日	会場等
第1回東松山市立野田・中岡集会所運営委員会	6月 日	未定
西部地区人権教育実践報告会	7月31日(月)	
比企郡市集会所サマーキャンプ	8月1日(火)～ 2日(水)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第21回比企郡市人権教育研究集会	未定	未定
第21回比企郡市人権フェスティバル	11月18日(土)	未定
第43回埼玉人権フォーラム	11月10日(金)	未定
第2回東松山市立野田・中岡集会所運営委員会	令和6年1月 日	未定
野田・中岡集会所教室合同文化祭	令和6年2月 日	平野市民活動センター 舞台発表 カラオケ、民踊、新舞踊 展示発表 生花 フルト <sup>®</sup> スクール作品
2024みなくるフェスタ	令和6年 月 日	

# 令和4年度 『野田・中岡集会所合同文化祭』実施要領（案）

## 1 実施趣旨

集会所文化祭については、新型コロナウイルス感染拡大により令和2・3年度と中止した。発表の機会が長期間ない状態となっていたことから、令和4年度7月には臨時的に集会所発表会を実施した。

文化祭については、感染拡大防止の観点から、半日開催に規模を縮小し実施するものとする。

2 実施日 令和5年2月11日（土）13時00分～16時00分

3 会場 東松山市平野市民活動センター

## 4 日程・内容

【舞台発表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ホール

カラオケ教室

新舞踊教室

民踊教室

【作品展示】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ホール前通路

生花教室

フレンドスクール生徒作品

8:30	13:00	13:10	14:30	14:40	15:50	16:00	16:30
準備	開会式	舞台発表 (前半の部)	休憩	舞台発表 (後半の部)	閉会式	後片付け	

## 5 開会行事 13:00～13:10

（司会：小松主査）

- (1) 開式のことば・・・・・・・・・・司会
  - (2) あいさつ・・・・・・・・・・教育長
  - (3) 講師紹介・・・・・・・・・・司会
  - (4) 閉式のことば・・・・・・・・・・司会
- 諸連絡

## 6 舞台発表 13:10～15:50

（司会…田中集会所指導員）

新舞踊教室…6曲、民踊教室…4曲、カラオケ教室…教室生一人につき2曲  
森田光子先生…1曲、白川あきこ先生1曲、フレンドスクール各学校発表



7 閉会行事 15:50~16:00

(司会：小松主査)

- (1) 開会の言葉
- (2) 教室生代表の言葉 (感想を含む)
- (3) 閉会の言葉
- (4) 諸連絡

8 参加者

(1) 来賓

- ・集会所運営委員 (教職員以外) 13名
- ・成人教室指導者 5名

(2) 集会所教室生 (5教室) 34名 (掛け持ち除く)

(3) 教育委員会職員 6名

教育長、山田部長、柳沢次長、上課長、岡部主幹、  
担当：小松主査、田中指導員、関口指導員

(4) 学校職員 学校長、担当教員 8名  
(松二小、市の川小、大岡小、北中)

(5) その他 (教室生家族等) 12名

9 準備・後片付け

- ・机・機材等 (カラオケ器材については上唐子集会所のものを持ち込み)
- ・準備については、集会所指導員及び小松主査にて対応

○東松山市立集会所条例

昭和48年12月25日

条例第44号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに、差別や偏見のない明るい地域社会づくりに寄与するため、人権教育及び人権啓発推進の場として、集会所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 集会所は、教育委員会が管理する。

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 集会所の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、集会所の使用目的又は使用条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(市立集会所運営委員会)

第7条 集会所の運営について審議するため、各集会所に東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 市社会教育委員
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

別表

名称	位置
東松山市立野田集会所	東松山市大字野田1060番地1
東松山市立中岡集会所	東松山市大字岡1220番地2
東松山市立上唐子集会所	東松山市大字上唐子1062番地

○東松山市立集会所条例施行規則

昭和49年3月20日

教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市立集会所条例（昭和48年東松山市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 東松山市立集会所（以下「集会所」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 東松山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可は、利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ認めた者の利用については、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 教育長は、集会所の遵守事項を定め、また、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(原状回復)

第5条 条例第4条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会所の利用を終えたときは、速やかに原状に復さなければならない。条例第6条の規定により利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第6条 利用者は、故意又は過失により、集会所の施設を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第7条第1項の東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」と

いう。)の委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。  
(東松山市立集会所運営委員会規則の廃止)
- 2 東松山市立集会所運営委員会規則(昭和49年東松山市教委規則第3号)は、廃止する。

## 東松山市立野田集会所運営委員名簿

区分	氏 名	備 考
1号委員	大 木 聖 子	松山第二小学校長
	岩 本 教 裕	市の川小学校長
	大 野 喜 裕	北中学校長
	本 澤 沙 織	松山第二小学校教諭
	嵩 優 子	市の川小学校教諭
	杉 内 智 哉	北中学校教諭
2号委員	篠 崎 つや子	社会教育委員
3号委員	石 川 直 哉	松山第二小学校 PTA 会長
	西 川 信 行	自治会長
4号委員	大 澤 嘉 彦	知識経験を有する者
	小 柳 市 夫	知識経験を有する者
	西 川 信 男	知識経験を有する者
	井 上 芳 子	知識経験を有する者

任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとします。

東松山市立中岡集会所運営委員名簿

区分	氏名	備考
1号委員	阿形寿和	大岡小学校長
	大野喜裕	北中学校長
	長谷隆志	大岡小学校教諭
	杉内智哉	北中学校教諭
2号委員	篠崎つや子	社会教育委員
3号委員	松本由美	大岡小学校PTA会長
	橋本昭衛	自治会長
4号委員	森田光子	知識経験を有する者
	松本のぶ	知識経験を有する者
	井上芳子	知識経験を有する者

任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとします。